

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会（社会的養護について）
議事録

1 日時 平成25年6月20日（木）19時00分～20時54分

2 場所 第一本庁舎 33階北側 特別会議室N6

3 次第

（開会）

1 委員・行政職員紹介

2 議事

（1）部会長・副部会長選任

（2）審議課題の整理及び審議スケジュールについて

3 今後の予定等

（閉会）

4 出席委員

松原部会長、柏女副部会長、青葉委員、今田委員、大澤委員、大竹委員、加藤委員、
木村委員、武藤委員、横堀委員、網野委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都の社会的養護と国の動向

資料3 「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について」
（平成20年8月7日 東京都児童福祉審議会提言）への取組状況

資料4 東京都の社会的養護（児童養護施設・一時保護所）の現状

資料5 児童養護グループホーム制度について

資料6 専門機能強化型児童養護施設について

資料7 専門部会（社会的養護について）の進め方について

その他 参考資料

○栗原育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただき
ましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を担当させていただきます、福祉保健局少子社会対策部育成支援課長の栗原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座らせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。本専門部会の委員は委員10名、オブザーバー1名の計11名でございます。本日、皆様方に御出席をいただいております、定足数に達していることを改めて御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので御確認をお願いしたいと思います。

資料1が、「東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿」。

資料2は、「東京都の社会的養護と国の動向」。

資料3は、「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について」。

何枚か飛んでいただきまして、資料4は「東京都の社会的養護の現状」。

資料5は、「児童養護グループホーム制度について」。

1枚ほど飛ばしていただき、資料6は「専門機能強化型児童養護施設について」。

2枚飛ばしていただきまして、資料7ということで「専門部会の進め方について」。

その他、参考資料はクリアファイルに入っているものでございます。過不足がございましたら御用意させていただきますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

なお、参考資料につきましては、毎回事務局のほうで机上に御用意させていただきますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、会議録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから「第1回東京都児童福祉審議会専門部会」を開催いたします。本日は、6月7日に開催いたしました第2回本委員会において、委員長から専門部会委員として御指名をいただいた委員の方にお集まりいただいております。また、児童福祉法第9条第2項の規定に基づき、委員長と御相談の上、新たに3名の委員の方に臨時委員として御就任いただいております。

第1回の専門部会でございますので、資料1の名簿の順番で皆様の御紹介をさせていただきます。資料1をごらんいただきたいと思います。

新たに御就任いただきました青葉紘宇委員でございます。

今田義夫委員でございます。

新たに御就任いただきました大澤正男委員でございます。

同じく、新たに御就任いただきました大竹智委員でございます。

柏女霊峰委員でございます。

加藤尚子委員でございます。

木村一優委員でございます。

松原康雄委員でございます。

武藤素明委員でございます。

横堀昌子委員でございます。

オブザーバーといたしまして、網野武博委員でございます。

続きまして、行政側につきまして、管理職全員について御紹介させていただきます。

少子社会対策部長の桃原でございます。

幹事長を務めます、事業推進担当部長の廣瀬でございます。

児童相談センター次長の稲葉でございます。
少子社会対策部計画課長の高際でございます。
同じく家庭支援課長の西尾でございます。
同じく次世代育成支援担当課長の中野でございます。
児童相談センター事業課長の竹中でございます。
同じく児童福祉相談専門課長の上川でございます。
同じく児童福祉相談専門課長の坂本でございます。
その他、関係職員は資料1のとおりでございます。
それでは、ここで廣瀬事業推進担当部長から一言、御挨拶申し上げます。

○廣瀬事業推進担当部長 事業担当推進部長の廣瀬でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして厚く御礼申し上げます。また、本日より新たにお三方に児童福祉審議会の臨時委員として御就任していただくことになりました。お忙しいところ、快くお引き受けいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

昨年専門部会では、児童虐待の防止に関する御提言をいただきましたが、その中で児童虐待の早期発見などの初期対応に加え、虐待を受けた子供への支援が重要であること。そのため、今後、社会的養護の方向性についての検討が必要との御意見をいただきました。

それを受けまして、今期の審議テーマとして社会的養護について取り上げることとし、検討の進め方や課題等につきまして、昨年の11月、今年の6月の本委員会におきまして、委員の皆様より御意見をいただいていたところでございます。

社会的養護につきましては、平成20年にも「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について」の御提言をいただきました。これを受けまして、東京都では専門機能強化型児童養護施設の設置の拡大など、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

これまでの取り組みを振り返りつつ、高い養護需要や、家庭養護推進の要請の現状を踏まえ、東京という大都市圏における社会的養護の今後のあり方を描き、さらなる施策を展開していく必要があると考えております。

既に御意見をいただいている一時保護所での支援のあり方、乳児院、児童養護施設、里親等でのケアや、家庭復帰、自立支援のあり方など、さまざまな課題につきまして専門的な見地から議論を進めていただければと考えております。

今後、この専門部会はおおむね2か月に1回のペースで開催してまいります。委員の皆様には、具体的な施策の方向について御審議いただき、来年9月ごろを目途に御提言を取りまとめでいただければと考えております。

この御提言を受けまして、都としてははっきりと目に見える形で、実効性のある形で対策を講じていきたいと考えております。長い期間の御審議となりますが、皆様のお力添えをどうかよろしくお願いしたいと思います。

○栗原育成支援課長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第3項では、部会長を互選により選出することとなっております。また、副部会長についても、部会長御不在時に御対応いただくため選任してはいかかと思いますが、このことについては、いかがいたしましょうか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 この部会については、先ほど挨拶にあったとおり、去年、おとしと虐待対応の専門部会ということで検討し、それに引き続いての部会であるという認識を持っております。ですので、そのときの部会長でありました松原先生に部会長をお願いしたらどうかと思っております。

それから、副部会長については部会長が選任をするということでどうでしょうか。

○栗原育成支援課長 ただいま、武藤委員から部会長には松原委員、副部会長は部会長に一任という御発言がございました。もし御異議がなければ、そのように決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○栗原育成支援課長 ありがとうございます。それでは、本専門部会の部会長は松原委員、副部会長は部会長に一任ということで決定させていただきます。

松原委員、どうぞ部会長席にお移りください。

(松原委員 部会長席へ移動)

○栗原育成支援課長 それでは、松原部会長に御挨拶をお願いいたします。

○松原部会長 御指名をいただきました松原でございます。この後、座って御挨拶をさせていただきます。

きょうは午前中から午後にかけて、東京ではないんですけども、児童相談所の一時保護所に外部評価委員の一人として伺っておりました。さまざまな理由でもちろん入所してくる子供たちですし、その後、家に帰る子供たちもいるんですけども、この子供たちの多くが次のステップで社会的養護に委ねられていくということを改めて思いながら、そこからの子供たちのケアをどうしていくかということを考えておられたところです。

今、武藤委員のほうから御推薦をいただいたように、東京都についてはこの前の専門部会についても私が委員長をさせていただきましたので、その引き続きの宿題ということの意味合いもあるかと思えます。今回のこの第1回専門部会についても御指名いただきましたので、部会長の役割をとらせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○栗原育成支援課長 松原部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは部会長、副部会長の御指名をお願いいたします。

○松原部会長 それでは、これも部会長からの指名でということになりましたので、私のほうで副部会長を指名させていただきたいと思えます。

副部会長には、本部会のテーマである社会的養護の分野に非常に精通していらっしゃいます柏女霊峰委員をお願いをしたいと思えますが、いかがでしょうか。

柏女委員、いかがでしょうか。

(異議なし)

○松原部会長 ありがとうございます。それでは、柏女委員に副部会長をお願いしたいと思います。

○栗原育成支援課長 それでは、副部会長は柏女委員をお願いしたいと思います。

副部会長のほうから一言、何か御挨拶していただければと思います。

○柏女副部会長 ただいま、松原部会長の御指名によりまして副部会長を仰せつかりました柏女と申します。部会長をお支えして、活発な議論を進めていくために尽力したいと思っております。皆様方のお力添え、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○栗原育成支援課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は松原部会長にお願いしたいと思います。

○松原部会長 それでは、お手元の会議次第を見ていただきますと、これで委員・行政職員の紹介が終わり、部会長・副部会長の選任まで終わりました。

早速、きょうの本題、「審議課題の整理及び審議スケジュールについて」の議論を開始してまいりたいと思います。

今回の審議テーマは「社会的養護」ということでございますから、この専門部会を設置していくために、先に本委員会というもので議論をいたしました。それで、この中で具体的な検討事項等についても今期第1回、第2回の本委員会において皆様の御意見をいただきながら整理をしてきているところです。

本日は、社会的養護に関する東京都のこれまでの取り組みや、現状を踏まえた検討事項について事務局から御説明をいただき、そして意見交換を行っていく中で討議課題、そこにどんなものを用意していただいたらいいのか、あるいはどんな資料が必要なのか、そんなことも含めて全体的な再確認をして整理をしていく会にしたいと思います。

それではまず、さまざまな資料を用意していただいておりますので、事務局のほうから資料説明をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 それでは、私のほうからも、資料がたくさんございますが、資料2から資料6まで続けて要点を御説明させていただきたいと思います。

まずは、資料2をごらんいただきたいと思います。この資料2は、先日の6月7日の本委員会におきましてもお示しをさせていただいたものでございます。これまでの取り組みといたしまして、平成20年度に御提言いただいた点につきまして社会的養護の施策を進めてきたところでございます。こちらの取り組み状況につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

合わせて、「東京都次世代育成支援後期計画」ということで、主に3点、「家庭的養護の推進」ということで平成21年度にグループホーム・里親・養育家庭・ファミリーホームの割合が27%であったものを、26年度末に35%まで推進していくというような計画のもとで施策を進めているところでございます。

ちなみに、現在24年度末につきましてはその下、「社会的養護の状況」のちょうど矢印の右側、家庭的養護のところは30.2とございますが、30.2%となっているところでございます。

2つ目が「施設機能の強化」ということで、この後もまた御説明させていただきますが、児童養護施設の専門的、あるいは自立支援機能の強化という点から取り組んでおります。

3つ目が「被措置児童の権利擁護」ということでございまして、被措置児童虐待への迅速な対応ということで、平成21年度から計画課の中に権利擁護担当係長を設けまして、所管の育成支援課とともに調査指導等をしているところでございます。

「国の動向」でございますけれども、国につきましても社会的養護の課題と将来像というものを出しまして、いわゆる施設本体については小規模化してプラス高機能化していく。合わせて、施設機能を地域分散化、グループホーム等々にしていく。そして、里親、ファミリーホームの設置を促進していく。そういった方向性を示しているところでございます。

都といたしましても、こうした国の動向なども踏まえ、これまでの取り組みの中から今後どのような社会的養護を進めていくかということで、今般の専門部会におきましては右上にござ

いますような検討事項で御検討いただくということになってございます。

まず、20年の審議会の提言についての進捗状況、それから専門機能強化型の施設の検証、施設の小規模化の検証、こうした検証を踏まえて下にございます一時保護、都市型施設養護のあり方、家庭養護の推進、施設からの家庭復帰を視野に入れた家族支援といった、この4つについて御議論いただくというような形になっております。

なお、本委員会におきまして、先ほど申しました専門機能強化、それから施設の小規模化、検証に向けてのデータについて、事務局のほうで準備をしてほしいということでもございましたが、大変申しわけございませんが、本日はそのデータが間に合っておりませんので、次回の専門部会の中でこのデータをお示しさせていただきたいと思っておりますので、本日は現状の説明というところで行いたいと思っております。また、調査等をこれから行ってまいりますので、その調査事項等で何か御助言があればいただければ大変、助かります。

続きまして資料3、20年の提言の進捗状況、取り組み状況について御説明させていただきます。

大きく左側に提言をまとめてございますが、4つの提言をいただいております。

まず1つ目の提言、「家庭的養育環境におけるきめ細やかなケアの提供」についてでございますが、その中に2つ、「乳児期における養育家庭委託の積極的推進」というようなところを挙げてございます。これにつきましては、平成20年度より乳児委託研修を実施しております。本研修を修了した養育家庭のみ乳児の受託が可能というような形になっております。

平成20年度～24年度までで77の方が受講してございまして、24年度の実績でございますが、候補に挙げたときに6か月未満だった者が2名、6か月～1年未満の者が10名ということで、一応候補時点で乳児の者が12名ございました。実際に委託に至った年齢でございますが、1歳未満の乳児が1人、1歳を超えてしまった者が11名というものが実績で挙がっているところでございます。

それから、里親についての支援体制の充実も求められてございまして、平成24年度、昨年度より全児童相談所に里親支援機関事業を実施し、手厚い支援をしているところでございます。また、同じく24年度から施設の里親専門相談員です。乳児院6か所、児童養護施設14か所に里親専門相談員を配置し、支援を始めております。今年度につきましてはさらに拡大いたしまして、乳児院9か所、児童養護施設22か所、合計31か所となっております。

それから、グループホームにつきましても児童養護施設等人材育成支援事業を実施いたしまして、施設の研修能力を高め、人材を確保し養育できるように支援をしてきたところでございます。

それから、2つ目の「虐待を受けた子供への治療的ケア体制の充実・強化」でございます。1つといたしまして、取り組み状況をごらんいただきたいと思います。専門機能強化型児童養護施設設置拡大ということで、スタートの平成19年度は2か所でしたが、今年度は40か所に拡大をしているところでございます。

また、箱を1つ飛びまして、家庭的養護の推進におきましても児童養護施設のグループホーム等の設置促進を行って、24年度末におきましては129か所で設置をしていただいているところでございます。

それから、「新たな治療的ケア施設の検討」ということですが、これも御提言をいただき、新たな治療的ケア施設の基本構想検討会を設置し、さまざまな検討をしてきたところでござい

ます。初期の段階から生活支援・医療・教育を一体的に提供し、児童のケアの充実を図る「連携型専門ケア機能」の実施に向け、現在、関係機関と調整をしているところでございます。

それから、「精神医学的アセスメント機能の強化」につきましては、子供家庭総合センター内におきまして親子のサポートステーション「ぱお」を開設、あるいは施設不適応児童への支援ということで「ぱお」の宿泊機能などを活用しているところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。3点目の「親・保護者への支援の充実」でございますけれども、これにつきましては取り組み状況をごらんいただきたいと思えますが、児童相談所と施設とにおいて連絡会議を開催したり、施設に設置をしている相談員でございますが、家庭支援専門相談員と児童相談所におります家庭復帰支援員が連携をして、家庭復帰支援に取り組めるように合同研修などを実施しているところでございます。

また、「家族への治療・教育的援助プログラムの展開」におきましては、やはり子供家庭総合センター内において認知行動療法等の個別心理療法などを行って、養育家庭委託児童や施設入所児童を対象に実施をしている。あるいは、児童相談所におきましてPCITを実施するなどの取り組みをしているところでございます。

また、自立支援・アフターケアの充実につきましては、平成24年度からは児童養護施設に専任の自立支援コーディネーターを設置したところでございます。スタート時の24年度は37施設に設置をしていただきましたが、今年度は48施設に設置が拡大しているところでございます。また、今年度、25年度からは自立援助ホームに就労定着のための支援を行うジョブ・トレーナー、これも専任でございますが、配置したところでございます。

最後、4点目の「多様なケアニーズに対応できる人材の確保・育成」でございます。繰り返しになりますが、児童養護施設等人材育成支援事業を実施してきたところでございます。合わせて、受け入れの規模はまだまだ小さいところではございますけれども、首都大学東京と連携をし、インターンシップを受け入れているところでございます。

また、基幹的職員の研修ということで、主に施設で相談業務、あるいは直接支援を行った10年以上の職員を対象としておりますが、基幹的職員という形で研修をし、スーパーバイザー的なこともこの職員にやっていただくというようなことを実施してきたところでございます。

かいつまんでの御説明になりますが、20年の提言をいただいた現在の取り組み状況でございます。

続きまして、資料4をごらんいただきたいと思えます。まず、児童養護施設の小規模化、専門機能の現状をお話しする前に、児童養護の現状について簡単に触れさせていただきたいと思えます。

最近10年の児童養護施設の入所状況を見ますと、常に95%を超える高い入所率で推移をしてございます。これが、一番の「入所児童の推移」というところに示してございます。定員につきましては202名の増加、107%ということでございますが、入所児童はそれを上回る223名、108%になっております。また、児童相談所では虐待等の相談件数増加とともに一時保護件数も増加しております。こういったことで、保護者対応等に時間を要する場合も多く、一時保護児童の保護日数も増加しているところでございます。

こちらのほうは、ちょっと飛んで3番、「施設を取り巻く状況」をごらんいただきたいと思えます。上の表は被虐待相談対応件数になっておりますが、これにほぼ比例するような形で、その下のダイヤモンドのところは社会福祉施設に入所する児童の状況でございます。21年か

ら虐待件数のかなり角度が高くなっておりますが、それと比例するような形でやはり施設に入所する児童も増えているというところでございます。

また、合わせて一時保護の状況でございますけれども、その3番の左側の図でございますが、こちらの上のほうは帰宅する家庭復帰したケースでございます。19年度は232、23年度が387ということで家庭に復帰するケースが増えております。一番下のちょっと黒っぽいところが児童福祉施設に入所のケースでございます。23年は若干増えておりますが、19年度から見るとだんだん減っているか、それほど増えていないというような状況でございます。

右側のほうは、「一時保護所保護日数及び保護人数」というような形になってございます。

もう一つ、施設入所児童につきましては支援の難しい児童がやはり増えてきているというのが、お戻りいただきまして2番の「入所児童の状況」でございます。比べてございますのは18年と24年の数字でございますけれども、全ての項目におきまして24年度のほうが伸び率が高くなっておりますし、全てトータルで考えますと、24年度については入所児童の7割が何かしらのこうした問題を抱えているというような状況になっております。

こういったことで、入所の需要は引き続き高くあるわけでございますが、合わせて支援の難しい児童が増えているというのがこちらのほうでござんただけかと思えます。

続きまして、資料5をござんただきたいと思えます。小規模化の現状について御説明をさせていただきます。東京都のグループホームにつきましては、3類型ございます。これが、「事業概要」にお示ししてあるところでございます。

左側に「施設分園型グループホーム（都型）」とございますが、この都型につきましては国の制度に先んじて昭和60年からスタートしているものでございます。それで、本体からグループホームの6人分を外出しといいますか、外に出るような形、6人が地域で生活をするという形になります。グループホームと本体施設、合わせて定員というふうに考えておりますので、そうすることによって本体から6人が地域に出て生活をしますから、そういう意味で本体が△6になる。その6人空いた部分を有効活用し、例えば個室化等々にして生活をする児童の環境改善等を図っているというのが都型のグループホームでございます。

真ん中は、「地域小規模グループホーム（国型）」でございます。こちらは、国のほうの名称は地域小規模児童養護施設といっているものでございますが、その名のとおり、小さな施設を本体の外につくるといったものでございますので、定員としましては本体と、このグループホームを加えたものが定員となってございます。

それから、右側は「小規模グループケア地域型ホーム（国型）」でございます。これも国型でございます。いわば国のほうはグループホームを外に出すのと、本体を小規模化しユニット化していくというふうに考えているところでございますが、そうはいつでも既にでき上がっている建物でございますから、新たに玄関をつくったり、お風呂、トイレを用意するということが物理的に難しい場合がございますので、そうした場合は小さなものをグループケアとして地域に出すことができるというのがこの小規模グループケア地域型ホームになっております。

ただ、こちらのほうはほとんど都型のグループホームと類似しているものでございまして、定員につきましては本体施設に含まれるという形になります。本体が40人施設であれば、6人外に出て、その6人出た部分を個別ユニットで、そこで小さな玄関から生活環境を全てそろえるというような形がこの小規模グループケアになってございます。

そのほかのところにつきましては、左下にございますように「人員配置」につきましては多少

の入り繰りは違いますが、結果的には常勤2名、それから非常勤1名というところでほぼ同じようなものがございますし、経費につきましても都加算を入れてこの3類型につきましても人員配置、それから運営についてはほぼ同様な形になっているところでございます。

右側でございますが、都につきましては平成20年度からグループホーム支援員を配置しているところでございます。このグループホーム支援員の業務でございますが、2番のところがございますけれども、(1)に入所児童の苦情解決及び人権擁護ということ。それから、グループホームの職員からの相談及び助言・指導をするというようなこと。(3)(4)とございますが、(5)にありますように緊急時対応ということで、こうした(1)～(5)のような業務をしているところでございます。概要でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、もう少し具体的な状況でございますけれども、「設置状況」でございますが、平成19年からグラフになってございます。最近、新設のグループホームの開設は少なくなっているような状況でございます。また、未設置施設が10あるということでございますので、さらなる働きかけが必要と考えているところでございます。

下のほうは、グループホーム職員アンケートでございますが、そこから抜き出したものでございます。「グループホームのやりがいについて」は、8割を超える職員が、やりがいがある、また8割近くの職員が子供たちの支援の効果が大きいと考えております。

それが、具体的には右側に「小規模化等についての施設意見」、自由意見が書かれておりますけれども、「小規模化のメリット」というところで、子供が帰宅したときに子供の生活に目が届きやすい。学校から戻ってきたときに、そのときの様子、表情などを見ながら子供の支援ができる。あるいは、生活の中で家事や身の回りの暮らし方を教えることができる。それから下、最後になりますが、地域の中で社会的養護の理解が深まる。自治会等も入っておりますので、そういった地域の中で社会的養護の理解が深まるというようなメリットもあるということでございます。

その一方、6割近くの職員が疲弊感を感じていますし、同じく孤立感を感じているというところでございます。これが「今後の課題」というところでございますけれども、職員が1人での勤務が多い。そのため、職員の力量が問われている。あるいは、新人の育成が難しい。閉鎖的、あるいは独善的なかわりになる危険性がある。人間関係が濃密となることによって、職員の心労も多くなるというようなことが施設から自由意見として挙がっているところでございます。

そうした中で、都のほうで配置しております「グループホーム支援員について」の効果でございますが、本園との情報伝達やホーム間の情報共有・連携が図ることができたであるとか、緊急対応時支援や2人勤務体制が確保できた。孤立感が緩和された。第三者的な視点で確認ができるということで、括弧にございますように施設内虐待の予防及び早期の発見につながる。そういった声も上がっているところでございます。

グループホームにおける子供に対する支援の効果が大きいということとともに、グループホームに勤める職員のサポートについての課題がこのアンケート調査から出てきているかと思っております。

続きまして、資料6をごらんいただきたいと思います。最後に、専門機能強化型の現状について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1枚目につきましては「事業概要」ということで「目的」が書かれておりますが、被

虐待児童など治療的・専門的ケアが必要な児童への適切な支援を行い、児童の社会的自立の促進を図ることを目的として、この専門機能強化型が設置をされているところでございます。

人員でございますが、右下にもございますけれども、通常の一般の児童養護施設に加えて、非常勤でございますが、精神科医師等のドクターの配置、それから治療指導員の配置となっております。

また、設備といたしましては小規模な家庭的ケア形態、ユニットケアができるように個別ユニットをした場合についてはケア職員の増配置を行うというようなところでございます。

「専門職員の業務内容等」でございますが、①～⑥にございますように職員への事例研修、ケースカンファレンスであるとか、生活場面での児童の状況観察、あるいは児童指導員等へのコンサルテーションといったような業務が指定されているところでございます。

その下の「専門的・個別的ケアを必要とする児童の増加」というのは、先ほどと同様でございますが、少し年度をさらに細かくさせていただいているところでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。専門機能につきましては、先ほどもちょっと20年の提言の中で触れましたけれども、19年からスタートをしているところでございます。17年、18年度につきましてはモデル事業として実施をし、その検証を受けて19年からスタートしてございます。21年度からは、先ほど申しました個別ケア職員というものを加算いたしました。御提言をいただいたということもございますが、加算をしたということで、21年度からはかなり専門機能強化を実施していただける施設が増えているというのがこのグラフからごらんいただけるかと思えます。

右側は専門職の配置状況でございますけれども、精神科医師等の配置状況につきましては、ごらんいただきますように6割が小児精神科医師が配置されております。

ただ、一方で、これは東京都だからこそということもあろうかと思えますが、同じように、そうはいつでもこういった小児精神科医師を確保するのに各施設が大変苦勞されているということは聞いているところでございます。

また、配置につきましても3分の1が複数配置をしているところでございますが、これもドクターの都合でなかなか月4回、あるいは月2回というのは難しいということで、複数の先生に来ていただいて、1週目、2週目と分けて配置というようなことで施設のほうも工夫をされているということを聞いているところでございます。

その下のところは、23年度の実績報告から年齢別で代表的な例を3例ほど掲げてございます。

左側が高3女子の例でございますが、ストレスからいらいら、あるいは非常に感情的になるような方でございましたけれども、取り組み内容といたしましては、治療指導員参加によるケースカンファレンスを重ねたり、医師による面接というようなことをしてきたところでございます。こうしたことから、現場のケア職員に対する医療面や心理面での視点からの助言があって、ケア職員と児童の生活場面でのかかわりがよくなり、児童自身も回りから大切にされていると感じて少しずつ自信がついていき、こうした状況が改善されてきたというものでございます。

真ん中は、幼児の男児でございます。夜泣き等があった子供でございますけれども、ドクターから具体的なアドバイスをいただき、徐々にパニックになることも減って、対人関係についても関係が築きやすくなってきているというようなところでございます。これにつきましては

施設だけでなく、母親に関しても施設の職員等々と連携をしながら助言、アドバイスなども行ったところでございます。

それから、右側は中2男子でございます。多動傾向があるということでもございましたけれども、やはり精神科医師による面接を行い、聴覚的な理解が苦手なため目に見える形で提示をしていくサポートが重要であるというようなアドバイスをいただき、そうした対応をする中で、本人についても不安や恐怖によって崩れることは現在もあるけれども、切りかえができるようになったり、本児の状況を確認してケア職員等についても本児に対する理解を深めることができた。あるいは、疲弊感も和らげることができたというような事例になっているところでございます。

もう一枚、最後のところでごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうは専門職側から切り口にした事例でございます。4つほどございますけれども、やはり非常勤医師等がブロック会議、あるいは生活場面に入り、その状況を見ながら面接をしたり、あるいは施設の取り組みの性教育委員会なども積極的に参加していただき、これは1回でございますけれども、御助言いただけるというような形でさまざまなかわりをしていただいた。そういうことで多角的なアセスメントができて、これが大事だと思いますが、チーム支援につながったということもございます。

また、B施設におきましては新入児へのかかわりということで、児童の入所時から広くかかわっていただいたというような事例でございます。これも、右側のほうではケアワーカーの安心感にもつながるといったようなことも書かれているところもございます。

それから、C施設については医療機関に速やかにつながれたということで、効果のところもございますが、疾病の早期発見、早期治療というようなことであるとか、ケアワーカー自身が疾病への理解が深まった。児童の変化に気づくようになったというような効果があるということもございます。

それから、最後のD施設については新任職員を対象としたシェアリング研修なども実施してくれたということもございます。そういうことで、新任職員についても育成を含めたサポート体制を強化していただいたというようなところもございます。

以上、代表的な例をこちらのほうで紹介をさせていただきましたが、1枚戻っていただきまして「「専門機能強化型児童養護」制度について-2」の「施設意見」のところがございますように、この専門機能強化に取り組むことによって子供への治療的効果があったという意見がやはり多数を占めているとともに、職員のメンタルケアにもつながったというような意見をいただいているところもございます。

その一方で、専門職との連携であるとか、その実践内容の共有化、あるいは実践内容の標準化といったような課題についても、この施設からの御意見の中では掲げられているところもございます。

非常に長く雑駁ではございましたが、私のほうからこれまでの取り組み等について御説明をさせていただきました。以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

これからしばらく時間を取りたいと思いますので、この事務局の資料説明を参考にしながら、今後の部会での審議について少しさまざまな御意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

まず、説明事項に関する御質問もおありになるかと思っております。あるいは、御意見もおありに

なるかと思えます。特に区分はいたしませんので、御自由に発言、あるいは御質問をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○柏女副会長 それでは、口火を切らせていただきます。御説明を伺って、全体を通じて雑駁な意見になるかもしれませんが、5点、感じたところを述べていきたいと思えます。

1点目は、前回の本委員会のときに武藤委員がおっしゃっていたことで、いわゆる施設の地域偏在の問題です。入所率が96%、里親委託率も10%というようなことで、かなりいっばいということを見ると、その施設なりファミリーホームのないところに重点的に地域小規模をつくっていく。あるいは、ファミリーホームの開設を支援していくといったことがとても大事になるかと思いました。

それから2点目ですが、専門機能強化型施設について御説明をいただきましたけれども、やはりケアのモデルが多種多様というか、そんな感じがいたしますし、また職員の方の御意見にもありましたけれども、ほかの施設で何をやっているかわからないといったようなことが書かれていることを思うと、今、事務局のほうでおっしゃっていただいた専門機能強化型施設の調査の結果を受けての詳細な議論が大事なのかなと思いました。

3点目ですけれども、里親、ファミリーホーム委託が10.6%ということで全国平均レベルということですが、施設が足りないところではもう少し委託率が高いというのが現状だろうと思えます。例えば、千葉県などでは20%近くいらっしゃいますし、そうしたことを考えますと、まだまだ東京という特性はあったとしても開拓できる、あるいは開発できる余地はあるのではないかと。そうすると、里親やファミリーホームの支援の充実ということがとても大切になってくるのではないかと思えます。

現在、里親支援専門相談員を配置している施設が31施設あるということですが、これも配置し始めたばかりだと思いますけれども、この効果測定といいたしまししょうか、実践をしっかりと洗っていくことも大事なのではないかと思えます。その施設から里親に1名委託することができれば、あとはかなり進んでいくというような実践も聞いておりますので、まずは1人を自分の施設から里親に委託するということが大事なのかなと思いました。

4点目は、自立支援のあり方ということです。全国的にも高等教育の進学率が2割で、そのうち中退、退学する学生さんが3割といったような調査も出ております。東京都では対象児童の調査を行っていらっしゃると思えますので、これらを踏まえた上でやはり自立支援のあり方ということもしっかりと議論をしていくことが大事かと思いました。特に、高等教育の進学ということを強化していくのが大きな課題になるかと思えますので、そうなりますと20歳までの措置延長ができることになっておりますので、この制度を有効活用していくということがとても大事なことはないかと思えます。これが4点目です。

済みません。長くなって申しわけございません。5点目ですけれども、職員採用についてです。東京都で6月30日に福祉人材センターで福祉業界合同採用試験が行われます。そこには児童養護施設も出ておまして、募集をかけておまして、私のゼミからも今年は5人その採用試験を受けます。そして、その中の児童養護に決め打ちしながら当たっていくということになります。希望は多いのですが、採用はくるのがやはり秋以降が圧倒的に多いわけですから。1法人1施設ということもあると思えますけれども、そうしますとなかなかそれまで学生は待ち切れないでいます。

それから、保育士も今は株式会社立のところが今、募集をしていて、待ち切れない学生さん

は皆そこを受けています。そして、そこへ行くことを決めていきます。やはり採用についての工夫というか、それらができやすい条件整備といったものも必要になってくる。特に早目の採用計画を立てられるように、これは法人側の努力もあるかと思えますけれども、それを何か側面的に支援する方法がないのかどうか。それらを考えていくことも大事なのではないかと考えております。

以上、全体的にわたりまして雑駁でございますけれども、5点感じたことがありましたので、まず皮切りということで御意見を述べさせていただきました。

○松原部会長 ありがとうございます。どうぞ、ほかの委員も御発言をいただきたいと思います。

では、武藤委員お願いいたします。

○武藤委員 私も、幾つか提案したいと思っております。

1つは、私どもの二葉学園もそうなんですけれども、グループホームを中心として家庭的養護と申しますか、それを東京は割と全国に先駆けて率先して家庭的養護ということを進めてきたんですね。これに一番今、足りていないのが、柏女先生も今おっしゃたように、家庭的養護に携わる職員の定着性と、経験性と、専門性というんでしょうか、その育成を相当やらないと、結局、箱物はできたけれども、そこで子供たちと一緒に暮らすとか、過ごす。それから、一緒に支援をする職員がなかなか長期間もたないという状況で、3年、4年ぐらいしたらもうやめてしまうというような結果があります。

それであれば、やはり家庭的養護は結果的にはできないし、先ほど柏女先生もおっしゃったように、社会に出て行って施設に帰ってきたらほとんど知っている職員がいないということでは、社会的養護の施設として存在価値そのものが疑われるというような状況になると思えます。したがって、きょうの資料の中では職員の育成と申しますか、そういうことも部分的には入っているんですけれども、育成と定着を図るという部分を相当やっつけていかないと、東京は下手するとそういう社会的養護の子供たちに十分責任を持ってやるということにはならないと思えますので、とりわけ職員が長期的に働けるような環境整備なども含めて検討することが必要なんじゃないかと思っております。

できれば、職員の勤続年数等々の調査や最新のデータなども合わせて分析をしてみることが必要なんじゃないかと思っております。大体平均勤続年数が7年、8年ということでは言われているんですけれども、施設によっては平均勤続年数が3年とか4年というところもありますし、平均勤続年数が18年というところもあって、やはり標準化を図るということであれば、どの施設も経験者がいるというような体制整備をしておかなければいけないんじゃないかと思っております。ここに都市型施設養護のあり方というところで、実践型の人材育成という検討の課題も入っていると思っておりますので、調査もしながらぜひ今後の人材をしっかりと養成するというところに力を入れるべきなのではないかと思っております。

それからもう一点だけ、専門機能強化型の児童養護施設のことです。これも、私どものところでは率先しながらもう6年目でやっているんですけれども、児童福祉研究という東社協の児童部会から出してすぐなんですけど、2、3日前に発行した児童福祉研究25号に、専門機能強化型児童養護施設の実践報告集みたいな形で出していますね。だから、きょう4か所ぐらいの実践が出されていましたが、参考にしていただけるといいかと思っております。以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、今田委員。

○今田委員 今の武藤先生のお話とも関連するわけですが、柏女先生が御指摘になられましたように、早期に職員の採用と、それはもちろんそうあってしかるべきだろうと、我々もいい人材を早期にと考えているのですが、ここで1つ問題になりますのは、児童養護と少し事情は異なるのかもしれませんが、乳児院のほうではそこにも書いてございますように定員が割れる、つまり暫定を常に心配しながらの採用ということになっております。したがって、定員がまだわからないうちに有能な職員を早期に採用するということの物理的な困難さというのが乳児院ではあるということをおひとつ御理解いただきたい。

したがって、暫定定員というものの扱いについてどうなるのか、この場で議論があるのかどうかわかりませんが、どうしてもこれは避けて通れないような問題ではないかと我々は考えております。90%弱でございますけれども、乳児で90%養育していくというのは実は大変なことでございまして、乳児院では大方2歳、3歳までの子供を扱っておりますけれども、その中でいわゆる新生児に近い子供、へその緒のついた子供まで来ますので、そういった子供たちを養育していくというのはかなり余裕がないと、今の人員配置ではとても難しいということが現実にはございますので、そういった特性というものも含み、御考慮いただくというのもやはり暫定に反映していただきたいと考えております。

それから、ちょっと長くなりますけれども、全体の流れとして施設の小規模化、あるいは養育単位の小規模化、ユニット化というのは流れとしてはもちろん正しいあり方だろうと思えますし、そのとおりでございまして。

ただ、一方では乳児院においても専門性の担保ということになってまいりますと、やはりある程度のスケールメリットがないと専門性が担保できないということも乳児院に関してはあるということも、これは御理解いただきたいと思えます。

例えば、3歳未満の子供では医療型の療育園というんですか、重心施設ですね。それが基本的には使えないというようなこともございまして、結果的には全部乳児院でお預かりしているというのが現実です。したがって、うちの施設でも今、硬膜下血腫がある子供が10人おりますし、その半分は視力障害を訴えてございまして、リハビリなどというのは本当に大変なことになっておりますので、うちは70ですけれども、70まるまるいるということになりますと、基本的には職員は幾らいても足りないという形になろうかと思えます。したがって、ある程度のスケールメリットがないと、そういった専門機能を持ち得ないというのが乳児院の一つの現実だろうと思っております。

したがって、先ほど冒頭に申し上げましたように、小規模化と養育単位のユニット化というものと矛盾しないような形で、メリットも当然あるのは十分承知しておりますので、そういった形で都市型の乳児院がいかにあるべきかというようなことも考えていただきたいと思えます。都内に10か所乳児院がございまして、国が一つの目安としているであろう35という定員以上のものが8か所ございまして、35以下の定員の乳児院は5分の1にしかすぎないということでございますので、これを分割ないしは小さくするという事は物理的にも定員確保という面からも、里親さんが増えてくるということは当然予想されるにしても、恐らくは都市型ではなかなか達成が難しいのではないだろうかというのが実感でございます。長くなりました。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、お願いします。

○大澤委員 私が意見参加するのは非常に難しい立場なので、少し質問という形でお聞きしたい部分があります。

1つは、先ほど武藤先生からもお話がありましたし、また資料5の2枚目に「グループホームのやりがいについて」ということで、職員の83.8%がやりがいがある。なおかつ、職員の79.5%が支援効果が大きいと思っているというふうな、グループホームの支援については非常に職員が支援しているにもかかわらず、反面、右側にある課題というところで1人勤務が多いとか、非常に疲弊してしまっているというふうなことで、ある意味でのミスマッチみたいなものを各施設がどう考えているのか。

こういうことは、グループホームはさることながら、昔から結構あったことですね。施設に対してグループホームになる前からあったわけで、その当時は処遇という言葉を使いましてけれども、子供と職員のある意味での処遇といったものがいつも相反する。それは何十年も前からあったものがいまだにあるということについて、その問題が解決されているのかどうかということが非常にわからない点が1つです。

それからもう一つは柏女先生から、今、今田先生からお話があったんですけども、私ども母子生活支援施設も暫定問題で、都内の半分が暫定なものですからなかなか採用できないという点があるんですけども、それとは別にしまして、児童養護がかなり希望者が多いという中において現実には3年くらいでやめていく。学生を就職に出したはいいけれども、やめていく。そういうところに本当に安心して大学から送り出せるのかどうか。

また、退職すれば場合によっては大学に来てどこか就職はないかということで、本来は受けた施設側が職員に対してのケアをしなければならないんですけども、再就職するための大学側がその辺の学生ではなくてもう社会人なんですけど、なかなかケアできない部分があるんです。それは淑徳だけではないと思うんですけど、それについて何かお考えがあるのかどうか。その辺は質問で申しわけないんですけども、お聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願ひします。

○松原部会長 御質問は2点あって、まず職員の意識のギャップは昔からのものではないかという御指摘がありました。これは、武藤委員がいいでしょうか。

○武藤委員 おっしゃるとおりなんですけれども、でも私たちが入ったころというのはやはり大舎制の形態で、先輩がやっている仕事をすぐ見られるという状況で徐々に覚えていくということができたんですけども、いきなりグループホームの担当になる。それで、1人勤務ということで新人職員がやらざるを得ないという状況はあるんですね。

ですから、やはりその変化に伴う職員育成というんでしょうか、そういうものをやっているかなければいけないし、次回くらいにちょっと提案しようと思っているんですけども、夕食時だとか、学校から帰ってきてから、それから子供たちが寝るころ、こういうときに虐待を受けた子供たちというのはすごく不安定になり、いろいろな試し行動をするんですね。そこで、わざと職員を困らせてしまうという状況がある。そこにもう一人職員がいると、子供の動きだとか、職員の安心感だとか、そういうことは全く変わってくるんですね。ですので、やはり都市型といいましたけれども、家庭的養護で地域分散型で小規模の施設を地域に出してやるということであれば、それをしっかりサポートする体制を整えないと、なかなか職員の力量強化といっても難しいんじゃないかと思います。

もちろん職員育成を十分するということとともに、一番重要な時間帯には2人がきちんとダ

ブって勤務をするということであれば、多少いろいろ問題を抱えた子供たちでもやれるんじゃないかということはありません。1人のときに割と職員に対しての暴力だとか、子供間暴力だとか、そういうものが起きている。職員が2人いるときに、その件数については減っているというようなデータも出ているので、そういうデータをぜひ次回には示したいと思っています。答えになっているかどうかわかりませんが。

○松原部会長 2点目は、私も大学の人間なのですが、口火を切ったのは柏女先生なのでお願いします。

○柏女副部会長 東京の児童養護施設に勤めた私のゼミの学生は、やめていないです。それは恐らく今、小規模型が東京都はほかの道府県に比べて格段に飛躍的に進んでいるということがひとつあるんだろうと思います。それで、学生からはまさに書いてあるように子供とのかかわりが密にできて、とてもやりがいがある。そのことは、東京に勤めた児童養護施設の職員は言っています。

そういう意味では、私自身は小規模化を進めるということは、もちろん配置基準をそれに合わせていかなければなりませんけれども、この方向がやはり学生たちの自己実現に沿っていると思っています。

それからもう一つ、やめた後のケアの問題、あるいはやめるときのケアの問題です。ここは大事なことで、個別にゼミの教員がやっていることはもちろんですけども、組織的にはなかなか難しい。

東社協の福祉人材センターはかなりその部分も充実してやってくださっているなということを感じていますので、福祉人材センターに求職登録しようということは学生たちや卒業生には言っています。まだ十分ではない課題も、養成校側には多いというふうにも思っています。ありがとうございました。

○松原部会長 私のところもしゃべらなければいけないでしょうか。

個人の感想ですが、私の卒業生も随分施設に勤めるんですが、やめるときは労働条件だとか、対子供の関係よりは職員間のトラブルでやめることが多くて、ちょっとここにも出ているんですけども、ハラスメント的なことが職員の中で行われていて、それが原因でやめるというケースが多いんですね。個人的な経験として、そういう経験を持っています。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○大竹委員 今の保育士養成というところに私も携わっているわけですけども、2年前に埼玉県で全数調査で発達障害が疑われる子供たちということで、文部科学省が平成14年にやった調査項目、75項目と全く同じもので施設職員に担当の子供たちに全部チェックをしていただきました。その結果でいきますと、普通学級、普通学校に通っている児童養護施設の子供、小中の生徒を調べたら疑われるということで、これは職員がチェックしているものですから医師の判断ではないですが、疑われるという前置きをしますけれども、38.9%という数値が出ていました。

神奈川県では平成21年にIQ70以上という限定だったと思いますが、それでやったところが36.9%というようなことでした。

そして、埼玉県にまた戻りますと全数の子供たち、ですから特別支援学校とか、学級に通っている子供たち全体をやると、47%くらいに発達障害が疑われるというような数値が出ておりました。

北海道辺りでも同じような調査をやっていますけれども、30%くらいで、これは繰り返しますが、医師の診断ではなくて職員がその子供の75項目をチェックしたということでは、子供の立場からすれば自分の行動がなかなか理解されていないという生活のしづらさ感という感覚と、職員側から見ればなかなか対応の難し感というような感覚を持っているのではないかと。

それくらい大変な状況の中で、神奈川県では引率の時間というようなところもチェックしております。そうすると、直接処遇だけではなくて子供が病院に通院するとなると、数の少ないところにまた職員がそちらに手を取られてしまって、子供への直接処遇の数が本当に少なくなっている。こういうような最低基準がないですから、その人数だけではなくて、そういう引率等も病院付き添い等も考えると、本当に職員の数は少ない。

あとは、養成校でも保育士養成をやっていると、我々の今、検討しているのはそういった発達障害だとか、被虐の子供たちの心理的な面もきっちりカリキュラムの中で位置づけて、そういうような教育をしながら、そして実習のところでもそういった専門的な知識や実践を学んで卒業し、現場に出られる。そして、現場に出られるということは、先ほど退職のところでは人間関係というようなことがありましたので、ある施設では新人職員に年齢の近い職員をつけて、きっちりいろいろなケアをしてくれるようなシステムをつくっていく。

学生も、いい実習だったという学生は、やはり子供との関係というよりは職員がきっちり学生へのフィードバックをしてくれたりするところはすごく学生がその職業にはまっていくなのですが、なかなかその悩んでいるところをきっちり職員が指導してくれなかったり、あなたはだめねというようなことを言われてしまうとはまっていなくて、うちの大学では100人の学生がいますけれども、施設希望というのが5人~10人、5%~10%いるかどうか。あとは保育士とか幼稚園教諭というようなことになっていますので、なかなか出口のところでも学生がはまらなくて就職しても退職してしまうということで、本当に人材不足というようなところは我々もよく考えておかなければいけないのではないかと。学生も育て、職員も育てるようなシステムと、あとは対応を考えていかなければいけないと思っています。

あとは、どんどん今、地域化というようなことが出ていますけれども、学生自身というか、若い人たちが地域で生活するというのはどういうことなのかというようなことを理解していなくて、ただ地域に出せばと行って地域に出たところで、そこで内々だけの生活をしていけばまさに密室化になっていく。そうであるならば、施設の中でグループホームをやっていたほうがまだ職員の目が届くということでは、地域に出すということはどういうことなのか。

地域に出すというのはノーマルな生活で、地域の御近所とのつき合いをしながら子供たちを育てていくとなれば、若い22~23歳の卒業した者が地域の人たちとつき合いながら生活をしていくことがどこまでできるのかということも、先ほど新人職員を育てていくということも含めて、そういう視点をきっちり持つておかないと、ただ地域に出せばいいんだということだけでは、逆にマイナスの面が出てくるのではないかと。そのようなことを少し心配しております。以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。お願いします。

○青葉委員 私のほうは、専門機能強化型の施設のお話をお聞きしたいと思っています。というのは、実はある施設で私はちょっと仕事をしておりまして、そのときに心理の職員が子供を連れてとことことやってきまして、お医者さんのいる部屋に入って何やらいろいろなことをやっ

て出てきて、また次の子が心理の職員と一緒に待っているいろいろな治療か何かがあったんでしょう。帰ってくるという姿をずっと見ておまして、これは里親に適用したらどうなるんだろうと非常にうらやましく思いました。ちょうど3年くらい前の話ですけれども、今はもっと充実しているんだろうと思います。

それで、里親も今は大変難しい子が増えて疲弊しておまして、なかなか悩みが深いところがあります。児童相談所も一生懸命やってくれているし、先ほども御報告があったようにサポート体制が進んでいるのですが、精神科のお医者さんに出会って治療を受けているという話はあまり実は聞きません。心理の方の児童相談所のサービスくらいで終わっている程度で、この児童養護施設の抱えている児童精神科医の存在というのは本当にすばらしいと思って見ておりましたので、これを何とか里親にも影響が及ぶといいなという思いがあります。

それで、たまたま私のいた施設で、里子を見てくれないかと言ったら、忙しくてだめと怒られまして、そういうことになっているのですが、もう一步踏み込んでいただければ地域的にも近いものですからありがたいと思っております。

それからもう一つ、小さなことですが、非常に事務的な質問で別に立ち話でもいい質問なのですが、地域に施設が偏在しているということで、実は私の住んでいるところは施設がないんです。それで、グループホームが欲しいということで施設の先生にも相談したことはあったのですが、制度的に元のいわゆる本体の施設の住民登録でいくんですよというようなことを言われたのですが、まだそれは生きていますのかどうか。区を超えてグループホームができたときに本体施設の住民登録になってしまうのか。そこをお聞きできればと思います。以上です。

○栗原育成支援課長 グループホームについては、区をまたいだところは確認しますが、本体施設から余り遠く離れたところのグループホームはやはり想定していません。

というのは、グループホームについては本園からの支援体制ということもひとつ大きな期待といたしますか、本園がグループホームを支援するというのが一つの大きな役割としてございますので、車で20分、30分もかかるようなことは想定していません。

区をまたいだときには、その移ったところに登録を移すということですので、当初のところとはちょっと違うということでしょうか。

○桃原少子社会対策部長 確認したほうがいいと思います。住民基本台帳法があるので、基本はそれが優先適用されるはずだと思います。

○栗原育成支援課長 そこは確認して、また次回のときに御報告できるようにいたします。済みません。

○松原部会長 ほかにはいかがですか。

大澤委員、母子生活支援施設という立場から御発言の必要はないですか。

○大澤委員 ありがとうございます。そういう質問を受けたのですけれども、きょうの資料を見させていただきまして、母子生活支援施設の立場でどのように発言したらいいかというのは非常に難しいです。

確かに、国の施策の中で社会的養護に母子生活支援施設が初めは入ってなかったんです。それで、途中から無理やり入れていただきまして、母子生活支援施設も虐待を受けているというふうなことで、そういった意味では共通する場所があるのかなということなんです。

ただ、これは本日ではなくいずれお話をさせてもらおうかなという部分で、逆にどういう形で養護施設、児童養護施設等に母子生活支援施設が協力できるのかということについて、先ほ

どかなり入所率がいっぱいということでした。そういう意味では、母子生活支援施設は現在都内に36か所ありまして、昨年度なんですけれども、暫定が17施設あるわけです。約半分が暫定なわけです。

それで、ちょっと東京とは違うんですけれども、全母協でも今いろいろな協議をしているんですが、なかなか措置、入所が市町村なものですから、その窓口で母子生活支援施設のあるところというのは理解しているんですけれども、圧倒的にないところが全国レベルでも多いわけです。東京でも、ないところが26市に限っては本当に多い。23区でもないところがあるんですけれども、26市では6か所しかありませんので、ないところが圧倒的に多いわけです。

それで、なかなか母子生活支援施設が理解できないというところでは、母親が相談に来て母子生活支援施設までたどり着かないで終わっていくというところがあるのかなと。それが若干のデータにもあらわれているんですけれども、そういった中である意味、母子ですので、もしそういう方法がとれるならば、やはり児童養護施設にいる子供が親に、特に母子ですから母親に引き取られるときに、まだそういう段階にいかない。でも、やはり親の希望が強いときには、一度母子生活支援施設を活用していただくという国の方向も出ていますけれども、再統合というような中でワンクッション母子生活支援施設が活用できれば、1名分、児童養護施設が空くわけですから、被虐待児童等がそういう形で受けられるという意味では協力できるのかなという感じがしております。そんなところでよろしいでしょうか。

○松原部会長 ありがとうございます。全体の進行具合もありますので、皆さんの御意見等をばちばち締め切っていきたいのですが、だったら言うという時間は残してありますので。

では、横堀委員をお願いします。

○横堀委員 横堀と申します。私は大学の教員としての立場が1つと、それから里親支援機関連事業で里親支援にかかわらせていただいている。つまり、里親委託等推進委員の人たちのスーパービジョンなどをさせていただいている立場と、それから個別にいろいろな施設や家庭養護の養育者、それから自治体の方から研修を頼まれるという立場でもありますので、複合的に幾つか確認のための質問と意見を申し上げたいと思います。

きょう、小規模ケアを支えるということと、その人材育成のことがいろいろな課題として出ていたんですけれども、私自身は資料6の3枚目でしょうか。専門機能強化型児童養護施設での「医師・治療指導員配置による効果等」というところで、心理的な視点、それから多角的なアセスメントが、関係専門職が加わって施設の現場で行われることによってチーム支援の資質向上と、それからケアワーカーの安心感につながったというのが大変大きなヒントを持っているのではないかと、先ほど青葉委員が言ったことと重なるんですけれども、思いました。

私自身も大学の中で学生を育成しながら、先ほど大竹委員がおっしゃったことと本当に同じで、学生たちは実習で現場に触れて、たった数週間なんですけれども、非常にその仕事への意欲と、それから職員の方からの助言でもってモデルとしての職員像に出会ってきまして、非常に児童養護、それから社会的養護のこの分野は大変な仕事ではあるけれども、でも提携である幼稚園、保育園などとは違う深い喜びもあるというようなことに出会ってきまして、それで入ろうとしていくわけですが、在学中に大学でできることというのは限られたことでして、卒業後も後方支援していきますが、やはり現場でどのように引き続き新卒から中堅に至るまでの人材育成とスーパービジョンが展開されるかということが非常に大きいのではないかと思います。

ですので、そういう機能をまさに都のこの制度の中で支援をしながら強化していくというのは、方向性としては今後もぜひしていただくというか、していく必要があるのではないかとこのように改めてきょう思ったところです。

そういう意味で、ひとつこれに関する質問として差し上げたいのは、資料3の上から3つ目の四角でしょうか。人材育成の支援事業実施要綱を作成して、研修や人材育成のモデルを研究開発して、そして人材育成の支援をしているということが取り組み状況として御報告をお伺いしましたし、書いてあるんですけれども、私も一部このモデル事業に携わった者としてその後どうなっているのかというふうに実はさせていただいた者として思っておりました。ですので、施設の現場にこのような支援が果たして今どのように行われているのかということをお伺いしたいと思いました。

それと関連してその上の四角、資料3の取り組み状況の上から2段目のところに、里親支援のことでいろいろな担当者が今、登場しているということで里親支援機関事業、それから里親支援専門相談員の配置のことが書かれています。このように施設に配置された職員というのは、施設の中で1人部署であることが多くて、合わせて例えば次のページにもありますが、自立支援コーディネーターとかジョブトレーナーなども施設ベースで見ますとやはり1人部署でやっておられるということだと思えます。なかなか御自分の職務が自分で語れないということで、施設の中でアウェイな感じを抱えている人が実は多いということが、研修などに携わると非常に聞こえてくるわけです。

里親支援専門相談員などはまさにこれから業務についてはまた整理をしていくのだらうと思うのですが、配置に当たりまして、あるいは配置後、施設を超えて横のネットワークのようなものでつながりとか、あるいは研修というようなものがなされているのかどうかにつきまして、先ほどの人材育成と関連しての質問をさせていただきたいと思いました。

3点目です。これも確認して理解のために教えていただければと思うのですが、先ほどの資料3の一番上の枠組みのところですね。乳児の里親委託を検討するための委託促進について、先の委員会の提言では、提言の内容として一定のルール化を図る必要があるとありまして、それに対してどのように里親委託等推進委員会などで取り組んできたかということが書いてありますけれども、この「一定のルール化」というものが果たして形になっておられるのかどうか。その点も、確認のために伺いたいと思いました。ルール化を図るとともに、やはり進めるガイドラインを持つということは進め方を引き上げていく目安にもなることだと思いますので、具体的に押さえておく必要があるかと思つての3つの質問です。よろしくお願いいたします。

○栗原育成支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、最初に1点目が人材育成の研修についてでございます。確かに、3か年かけていろいろ御助言いただきながら研修体系、プログラム等々につきましては作成をしたところでございます。それで、実際にそこでこうしたモデルをお示しして各児童養護施設等々に取り組んでくださいというようなところで今お渡しをしている。基幹的職員研修については、その中でもかなり都といたしましても、あるいは各施設においても参加者も多いという中で、このところはかなりうまくいっているのかなとは思いますが、なかなかほかのところについては当初の予定どおりに進んでいないところも多少あるかと思っております。

それから、専門相談員等々の職員、専門職の効率化といいますか、その連携の話でございますけれども、それぞれ専門相談員にしても実践コーディネーター、ジョブトレーナーはまだこ

れからのものですが、それにつきましてもいわゆる横のつながり、東社協等の委員会の中でそれぞれの横のつながりをさせていただいているところでございます。実践コーディネーターについては、特に研修を受けていただくことにもなっていますので、そういった中での関係性をつくっていただいているところでございます。

ただ、実際のところは施設においても、それから児童相談所においてもそうだと思うのですが、これからやはり実績を積んでいながらそれぞれの信頼感といいますか、関係性が深まってくるのだらうと思っているところでございますので、この点につきましても引き続き所管のほうとしてもしっかりと見ていきたいと思っております。

それから、最後の委託についてのグループ化です。

○西尾家庭支援課長 児童相談所の措置に関する御質問なので、私のほうからお答えをいたします。

今、施設というか、措置を考える場合、これは乳児ということではなく、押しなべてまずは家庭的養護、里親の検討をすることを優先にするということを視点として持っております。特に乳児におきましては、愛着関係のところでも20年の御提言もいただいていますので、特にこの視点を強く持って検討しているところでございます。

ただ、この半年あるいは1年を区切りにして全ケース点検というところまでのルール化は今はなされておりません。ただ、1歳、それから半年を待たずして最初のところできちんとした視点を持ってやっている。ただ親御さんへの同意が得られないですとか、なかなか進まないところは一方の現実としてあるというところでございます。このルール化については、どのようなものかというのとはまた引き続き課題になる事項かと思っております。

○松原部会長 それでは、全体を通じてもし網野委員からコメントがありましたら御発言をいただきたいと思っております。

○網野委員 前回、本委員会でこの専門部会を改めて立ち上げて深めていくということが決まりました。そのときにも確認させていただきましたが、これでいいかと先ほども説明のありました資料2の右側で「専門部会での検討事項」というところが内容として示されています。本日のいろいろな資料の説明、質疑、御意見もこれに関係することがやはり多いかと思っておりますが、中でも大変重要だと思いますのは、具体的にいえば例えば専門機能強化型の施設の検証、施設の小規模化の検証といったように、検証を踏まえて検討を加える。これが専門部会の非常に重要な大事な部分になっているかと思っております。

そこで、本日いろいろ御意見を聞かせていただきましたが、例えば専門機能強化型施設については資料6の後半で比較的検証という要素が少し絡んでいる貴重な資料もいただいています。この辺りがどんどんこれからも出るかと思うのですが、例えばきょうの御説明や意見の交換の中で受けとめていきますと、いかにケアワーカーを軸にしてほかの専門的な職員の役割、ソーシャルワーカーもそうですね。それから、精神科の医師とか、サイコロジストとか、そういう人がいかに社会的養護の中で連携をとって進めていくことが大事かということがいろいろな点から御意見も含めて出てきたかと思っております。

実は、小さな学会なのですが、日本福祉心理学会というものがありまして、このところ、社会的養護を通して心理学的な役割は何かというようなことを学会の企画の中でいろいろ進めております。ちょうど青葉委員も2月でしたか、福祉心理学会の特別の企画シンポジウムを開いた際に御出席いただきましたが、例えば里親、それから施設という中でもっともっとサイコロ

ジストが役割を果たすにはどうしたらいいかということの検討を進めています。それで、来月、7月に福岡で学会が開かれますが、これもまた大きなシンポジウムの中で取り上げていきます。

そうしますと、精神科医とかサイコジストが単に子供とかかわる、場合によっては保護者とかかわるというだけではなくて、一番大切な役割という用語がありますね。皆、大切な役割ですが、特に子供とのとかかわりでエネルギーを使い、時には孤立感や疲弊感を感じるケアワーカーの方たちとの連携の仕方というのは、恐らく今度の専門部会でもいろいろな論議がなされ、方向性が見出されるかと思うんです。これも大変大事かと思えます。

今はサイコジストを例に挙げましたが、東京都では児童相談所はソーシャルワーク的にいえば家庭復帰支援員というふうな立場で進めていて、施設では家庭支援専門相談員というふうな役割を担い、さらには先ほどもお話が出ましたが、専任の自立支援のコーディネーター、いろいろ仕組みとしてはものすごく充実させている方向は見えていると思います。これもやはり検証だと思のですが、いろいろ御議論がありました中で、例えばソーシャルワークを一つとってもどうやって有機的に、しかも効果を高めるにはどうしたらいいかという課題もこれからの議論の中でいろいろ出てくるかと思えます。全体的には、そのような意味でどういうふうに検証して全体の連携、そして組織としての力を強化していくかということが大変重要なのかと受けとめました。

○松原部会長 ありがとうございます。

いろいろな御意見を出していただきました。冒頭で柏女委員が5つのポイントを挙げてくださいます、それぞれ重要なところだと思います。私は繰り返しません、それにかかわってその後出てきた御意見の中では最後に網野委員がおっしゃった、まず検証をきちんと踏まえて有機的なかわりを探っていきたいということもありました。そういう意味で、柏女委員が2番目に挙げた専門機能強化型というものについていまひとつはっきりしていない。多様ななかなかモデル的なものを出せないということがありました。

ただ、機能的にはそこで心理職精神科の医師のかかわりということでプラス材料を報告されていて、委員の中にはそういったものが里親のほうにも影響が及んでくると非常にいいのではないかというような意見もありましたから、そういったものを地域に、あるいはその地域に住む里親さんへどういうふうに還元できるかということも施設側から考えられるのかなと思えました。そのためには、恐らく1番目に挙げられた地域偏在ということも課題になるのではないかと思います。

それから、ファミリーホーム、支援専門員の研修ということでは横堀委員からも御発言がありましたので、ここも大切なところだと思います。

自立支援については、大学進学もそうですけれども、やはり学齢期の子供の発達障害というようなことの存在も御発言がありましたので、全般的な子供のニーズの変化、それは進学ということも含めてですけれども、そういったものに対してどう施設が対応できていくのかということも大きな課題になるだろうと思います。

それから、職員採用については採用だけではなくて定着、それからやはり配置の問題、ここはかなり大きな議論で時間を割いて各委員が発言されております。恐らく、単に人を増やせとか何とかという問題ではなくて、最後に網野委員から御発言があったように、いろいろなものがそろってきている。それをどういうふうに活用し、そしてそれぞれの機能を有機的に結びつけていけるのか。そのことを通じてきちんと定着をし、子供のケアに還元していけるのかとい

うところが大きな課題になるかと考えました。

いずれにしても、私もここで伺ったものを印象の中でまとめておりますが、事務局がきょう記録を取ってくださっておりますので、また論点を整理して次回以降お示しをし、議論を進めていきたいと考えております。そんなところで、今後の進め方ということで確認に移ってよろしいでしょうか。

では、木村委員お願いします。

○木村委員 終わりに近くなってからで済みません。小さいことになるんですけども、私は精神科医ですので児童精神科医の立場で発言させていただきますと、私のところに施設にいらっしゃるお子さんと職員の方は結構来るんですね。そうしますと、発達障害のお話もありましたが、やはり難しいと発達障害の問題にしたりするということがよくあるお話ですし、実際に発達障害があった場合に、残念ながら適切な対応をしていないということがあったりで、子供を見る機会も重要ではあるんですけども、結局コンサルテーションになってしまうということが非常に多いんですね。それで、結果それがいい方向にきっと働いているんだろうと思いますので、忙しい外来の中で大変なんですけれども、丁寧にさせていただいております。

そういうことを考えますと、本当に児童精神科医が積極的にかかわってくるというのはかなりメリットがあるというふうにつくづく思うのですが、「が」というのは何かといいますと、これは質問になるのかもしれないんですけども、どうやって確保しているのかということですね。例えば、この条件を見ますと、非常勤精神科医の配置で1日3万5900円ですね。この金額と、この週1の条件とでよく確保できているなと思います。例えば私がこれを頼まれたとしたら、そう言って頼まれると困るんですけども、私はやってみたいとは思いますが、では週1でこれでやれますかというふうにお願いされたらとすると、今の仕事全体を見てみるととてもそう簡単には言えないとなるんです。ですので、どう確保しているんだろうということちょっと思いついて聞いていました。

児童精神科医自体もそもそもそんなにたくさんいませんので、よく23人も確保できたなと思っておりましたので、それをちょっと言いたくなりました。

○松原部会長 これは本当に東京だからこそできることだと思うので、具体的な確保方法は次回以降、何か機会があったら、それだけ人材プールはあるということだと思います。地方に行ったら、こんなことはとてもできないと思います。

それでは、資料7の説明を事務局のほうからお願いします。

○栗原育成支援課長 それでは、今後の進め方について資料7で御提案をさせていただきたいと思っております。

児童福祉審議会専門部会につきましては、廣瀬部長のほうからもお話がございましたが、おむね2か月に1回開催をしてみたいと考えているところでございます。それで、スケジュールを見ていただきますと、2回目は2か月後ということで8月を予定してございますが、2回目のところから冒頭で申しました検証のためのデータ等々は御提示をさせていただきますが、合わせて4つ目の柱の1つでございます都市型施設養護について次回から御議論いただければと思っておりますのでございます。

それで、都市型養護施設については2回、3回と行いまして、4回目に「家庭養護の推進」ということで里親、ファミリーホーム、そして5回目では施設から家庭復帰をしていくというような流れで「家庭復帰等」について御議論いただき、最後に6回目に、順番からいうとこれ

が最初になるのかもしれませんが、「一時保護について」というような形で御議論いただき、7回、8回で、8回目がおおむね26年9月を予定してございますが、提言に向けてのまとめという形で26年9月には児童福祉審議会本委員会のほうから御提言いただけるような形でスケジュールとしては考えてございます。

なお、具体的な都市型養護から一時保護の御議論をいただくに当たりましては、下のほうにございますが、随時当事者もしくは支援者側のほうのヒアリングということも合わせて考えていきたいと思っているところでございまして、第2回目、8月ではございますが、この際にもしこうした当事者あるいは支援者からのヒアリングを聞いてみたいということでございましたら、合わせて御意見をいただけますと大変助かります。

スケジュールについては、以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、このスケジュールについての御意見はございますか。どうぞ。

○柏女副部会長 5回目のところですけども、「家庭復帰等」となっているのですが、これは家庭復帰することだけではなくて自立していく子供たちも多いと思うので、家庭復帰、自立支援というようなことで考えていただけると、出口対策とかになるかと思えます。

○栗原育成支援課長 そのようにさせていただきます。

○松原部会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今、事務局のほうから当面この8月を予定している部会で、当事者なり支援者なりでどなたか呼んでほしいという方がいらっしゃったということで、先ほど横堀委員は支援者側で1人職場という話が出ていたので、そういう方たちでもいいかもしれません。それから、当事者というふうに書いてありますので、社会的養護のもとで生活をした経験のある方でもいいかもしれません。

○栗原育成支援課長 よろしければ、また事務局のほうから御相談をさせていただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

○松原部会長 それでは、この資料7は事務局提案ということで、第5回目は修正が入りましたが、まずは都市型施設養護のあり方について検討を始めていきたいと思えます。よろしく願いしたいと思えます。

ただ、1年かけてやる。これは丁寧にやらなきゃいけないんですけども、行政的にいいますと次年度分を棒に振ってしまうというか、26年9月に出るということは27年度予算にしか反映できないということで、やはり緊急に何か私たちのほうで実現をすべき課題があれば、せつかくこの部会がこういう形で始まっておりますので、こういう部会でよくやる緊急提言というような形で前回も専門部会をさせていただきましたので、今回も皆様の意見は十分伺いながら、状況を見据えて緊急提言というようなことも提案をさせていただき、皆さんの議論の俎上に載せたいと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

(異議なし)

○松原部会長 ありがとうございます。

そうしますと、予定をされた議事案件はこれでおしまいになるのですが、4～5分の猶予を残すことができました。言い忘れていたとか、そういうことはよろしいでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 この会では難しいのかもしれないですけども、前回の会議のときに被措置児童等

の虐待の案件が施設等で毎年10件くらいあるということで、4年間で四十何件でしたか、あるということで、各施設では事件、事故などよりも結構起こってしまっていて、それは必ず児童相談所と育成支援課等に事故報告を出すということになるんですけども、そういう事故だとか事件だとか被措置児童の施設内の虐待的な部分だとか、そういうところから東京の社会的養護の課題や改善点が見えてくる部分というのは結構あるんだと思います。

だから、こういう手だてが必要なんだなということがあるので、権利擁護の担当係長さんもいらっしゃるものですから、ぜひそこから見えてくる制度的なとか、連携だとかはもちろんあるし、職員の育成だとか、そういうところが多分出てくると思うんです。ですので、どこかでその資料を出していただきながら、そこで都市型の施設に必要な機能だとか、そういうものを出していくというのは一つのアイデアとしてはいいのではないかと考えています。

そうすると、実際こういうことが起こっていくということが改善につながっていくんじゃないかと思うので、ぜひどこかで入れていただけるといいかと思っています。以上です。

○栗原育成支援課長　まさしく支援の質等々のところでは共通する課題だと思いますので、そこら辺のところも準備をさせていただきたいと思います。

○松原部会長　それでは、2回目か3回目辺りで話題の一つに入れていきたいと思います。

それでは、きょうの第1回の専門部会を閉じていくことにしたいと思います。きょうは御出席どうもありがとうございました。事務局のほうにお返しします。

○栗原育成支援課長　先ほど、資料7でも触れさせていただきましたが、次回第2回の部会を8月の下旬に開催したいと考えているところでございます。具体的な開催日程につきましては、早急に調整の上、皆様方に御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日第1回専門部会はこれで終了させていただきます。遅い時間までどうもありがとうございました。